

令和5年10月

事業主体兼事務局

一社) 日本テレワーク協会

一社) 日本デジタル起業協会

一社) 日本エンパワーメントコンソーシアム

HOME TOWN HERO ALLIANCE

「ふるさと貢献家応援会」

試行実施参加応募要領

1. 事業概要

HOME TOWN HERO ALLIANCE 「ふるさと貢献家応援会」(以下、本会)は新たな地域課題解決プロジェクトとして、一般社団法人日本テレワーク協会、一般社団法人日本デジタル起業協会、一般社団法人日本エンパワーメントコンソーシアムが共同で開催する事業です。課題解決の担い手に来て欲しい地域と、地域に貢献したい企業や個人が本会参加を通じて強くつながり、テレワークと副業・兼業の拡大も追い風にして、課題を解決する目的で事業を推進します。

令和5年度は試行実施期間として位置付け令和6年度より本格実施を予定しています。

2. 事業の成果目標

- ・ ふるさと貢献業の認知拡大、貢献家の拡大
- ・ ふるさと貢献家による副業・兼業、テレワークも活用した地域課題解決
- ・ 地元学生や関係人口によるふるさと起業の拡大

3. 定義

- ・ ふるさと：
ふるさとと納税制度の考え方に同じ。「生まれ育ったところ」「応援したい自治体」。
- ・ ふるさと貢献家：
日本の自治体等担い手不足に悩む地域の困りごとを解決するために、公序良俗に反しない活動に自らの志として取り組む法人、個人。
- ・ ふるさと貢献業：
ふるさと貢献家等本会会員による、地域の困りごとなどを解決したいとする自発的なアクション。業務として指示や強制されるものではない。ふるさと貢献業は営利を目的としない。

4. 事業開始、期間

令和5年10月：事業の開始

令和6年3月：試行実施期間終了

令和6年度以降は本格実施を開始する予定ですが、試行実施成果等の評価により令和6年度以降の実施内容について参加者と協議します。

5. 事業内容

- ・ 参加者が行うふるさと貢献企画の造成等、ふるさと貢献業の企画と推進への協力、支援
- ・ 参加者の推薦するふるさと貢献家の認定
- ・ ふるさと貢献業、貢献家に関する情報発信、イベント開催
- ・ その他、目標達成に資する事業

6. 参加要件

- ・ 自治体等地域の官民団体
ふるさと貢献業の企画造成、ふるさと貢献家の募集、本会会員メンバーおよび貢献家と連携や共助により地域課題解決に取り組む団体で、本事業の応募要領に賛同する者。
- ・ 企業等
自社社員によるふるさと貢献を奨励し、CSR や社員のエンゲージメント向上、当地でのビジネス展開等の成果につなげることに関心のある企業等で、本事業の応募要領に賛同する者。
- ・ 個人
ふるさと貢献家として、会社の業務ではなく自分の意志で活動する者で、本事業の応募要領に賛同する者。

7. 参加のメリット

- ・ 自治体等地域の官民団体
事業主体および会員間の連携によりスケールの大きい活動に取り組むことで、認知の拡大、参加者の増加が図れ、課題解決促進、関係人口拡大につながる。ワーケーション、移住定住、副業・兼業・起業の推進等関連事業との相乗効果が期待できる。
- ・ 企業等
社会貢献に熱心な企業としてのブランド価値向上。ふるさと貢献活動を通じた社員の自律性、エンゲージメント向上。採用力の向上。地域でのビジネス創造。
- ・ 個人
つながる人・場所、心身の幸福感の獲得。職業等履歴の拡充。起業機会の発見。

8. 事業主体の紹介、役割

3団体は本年4月に「副業・兼業」を普及推進する体制を発足しています。本会はその具体的取り組みの第一歩となります。

JTA

政府、自治体等と協力し30年超テレワークの普及促進に取り組んでおり、440を超える大中小企業・団体、自治体などの会員で構成する団体です。テレワークの更なる進化、深化を促進させることで、ふるさと貢献業の発展に寄与します。

デジ起協

デジタル技術の活用による副業・兼業・起業を促進する団体として、ふるさと貢献業の発展とふるさとでの起業が活性化することを目指します。本会事業の運営を担当します。

JEC

熱中症予防声かけプロジェクトや温泉総選挙等、1683 自治体、3000 超企業と官民一体となった社会課題解決プロジェクトの推進実績を持つ、官民連携のプロ集団として社会の巻き込みと、参加の気運を醸成します。

9. 当面のスケジュール

- ・令和 5 年 10 月本会の設立と会員募集の報道発表、FACEBOOK 開設
- ・令和 5 年 11 月先行自治体と本会事務局によるふるさと貢献業企画の試行実施
- ・令和 6 年 1 月途中経過、成果報告
- ・令和 6 年 3 月末まで試行実施期間

10. 本事業参加費用

試行実施期間の参加費用は無償となります。令和 6 年 4 月以降については試行実施の成果や事業計画を踏まえ参加メンバー間で協議の上、本会として決定します（個人の貢献家については継続して無償の予定）。

11. 参加申し込み方法

マイクロソフト Forms がご利用可能な場合は次の URL からお申し込みください。利用不可能な場合別添のワードフォームをご利用いただき本件問い合わせ先までメールで返信をお願いします。

URL： <https://forms.office.com/r/D7Uha6PNjw>

12. その他

- ・ 成果報告は報道発表および日本テレワーク協会アニュアルカンファレンスでの講演により実施を予定しています。
- ・ JTA のメルマガや HP を通じて本会としての周知広報以外に、自法人に限定した周知広報を行いたい場合には、別途 JTA の会員となる必要があります（JTA 会員は法人のみが対象。自治体は会費免除、民間法人は法人の規模等に応じて JTA 会員規約による）。
- ・ 令和 5 年度の試行実施にのみ参加し、令和 6 年度以降の本格実施に参加しないことも可能です。また本格実施に参加した場合でも随時退会可能です（別添の規約を参照してください）。

本件問い合わせ先

（メールでお願いいたします）

一般社団法人日本テレワーク協会

運営事務局

メール：wa () japan-telework.or.jp ()を@にしてください